証券コード：9279
平成31年１月15日

株　主　各　位

東京都町田市原町田６丁目27番19号
株式会社ギフト
代表取締役社長 **田川　翔**

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成31年１月29日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時　平成31年１月30日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前９時30分）

2. 場　　所　東京都町田市原町田４丁目１番14号
町田市文化交流センター５階「けやき」
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項
１．第９期（平成29年11月１日から平成30年10月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第９期（平成29年11月１日から平成30年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.gift-group.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

第９期　事業報告

（平成29年11月１日から
平成30年10月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、２％台前半に留まる失業率を背景に賃金上昇の期待が芽生える中、企業から家計への所得移転が進み、さらには所得から支出への前向きな循環メカニズムも徐々に働き始める等、総じて緩やかな拡大基調にて推移してまいりました。国内では、集中豪雨、大型台風、大規模地震等、自然災害が数多く発生する状況においても企業収益が堅調さを保ち、民間設備投資も緩やかな増加トレンドを維持してまいりました。また、個人消費も雇用、所得環境の着実な改善を背景に底堅さを見せ、公共投資も高めの水準を維持することとなりました。一方、海外では、米国が景気拡大を続ける中、米国トランプ大統領の打ち出す貿易政策が保護主義的色彩を強め、中国、ＥＵ等との関税を巡っての外交折衝が激烈化し、貿易戦争が懸念されております。そうした中でもグローバル経済自体は、着実な成長を続けてまいりました。

当社グループの属する外食産業におきましては、夏場に起こった数々の自然災害、記録的猛暑により夏場の業績を落とす企業が増える中、1990年のバブル期を超える1.5倍の有効求人倍率等、労働需給が引き締まる雇用環境において社員の確保が厳しく、正社員はもとよりパート、アルバイトといった臨時社員についても適正数を維持することが難しい状況にありました。前年比で増収傾向を維持していくためには社員の適正数確保が絶対条件となることから、正社員の採用コスト、臨時社員の時給等、雇用関係コストが高止まりする状況に至っております。また、日本各地の記録的猛暑、集中豪雨、大型台風、大規模地震等の自然環境問題、自然災害の発生は、インバウンド需要にも少なからず影響を与える結果となりました。

このような環境の中で当社は、前連結会計年度においてグループ内組織再編を進め、プロデュース事業部門を展開していた子会社の株式会社ファイナル・スリー・フィート、関西地区で直営店事業部門を展開していた子会社の株式会社四天王を吸収合併し、直営店事業部門とプロデュース事業部門の事業連携が機動的且つ的確に進められる体制を構築いたしました。当連結会計年度においては、国内の直営店事業部門における新規出店を加速させるとともに、プロデュース店の確実な店舗数の増加により売上拡大を図ってまいりました。採算面では製麺工場を含めた会社トータルでのコスト削減活動等、当社グループの経営課題に前向きに取り組んでまいりました。

また、当社は2018年10月19日、東京証券取引所マザーズへの上場を果たしました。

以上の結果、売上高は、6,971,827千円と前年同期と比べ1,359,502千円(24.2％)の増収、営業利益は、775,556千円と前年同期と比べ148,447千円(23.7％)の増益、経常利益は、777,832千円と前年同期と比べ140,082千円(22.0%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、455,692千円と前年同期と比べ236,744千円(108.1％)の増益となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況については、当社グループの事業が単一セグメントであることから、事業の概況については以下のとおり事業部門別に示します。

① 直営店事業部門

国内直営店事業部門においては、当連結会計年度を通じて積極的な出店を続け、当連結会計年度中に直営店17店舗、業務委託店１店舗の新規出店を図りました。直営店の新規出店は、新業態店１店舗を除くとそのほとんどがロードサイド店であり、関東８店舗、関東以外の東日本４店舗、西日本５店舗とバランス良く出店を進めてまいりました。東北地方では、初出店となった「町田商店多賀城店」に続き「町田商店泉バイパス店」をオープンさせ、静岡県では「町田商店清水インター店」を初出店させる等、宮城県内、静岡県内のお客様から一定の評価をいただくことができました。また、関西地区では大阪府、兵庫県に続き、新たに京都府にも「町田商店長岡京店」「町田商店京都東インター店」を立て続けに出店させる等、新規出店を加速させてまいりました。同時に各新規店舗のオープン直後の業績はどれも順調であることから、こうした出店活動を通じて横浜家系ラーメンの国内出店余地の可能性の高さを改めて認識することができました。

加えて、前連結会計年度より注力しております商品開発力の底上げにつきましても引き続き精力的に進めており、新メニュー、新業態のための競争力の高い商品を開発することができ、既存業態の競争力強化と新規業態開発につなげてまいりました。特に新規業態店として豚骨ベースの醤油スープに、にんにく、野菜、背脂などをお好みで調整し、チャーシューをダイナミックに載せる、がっつり系のラーメン店「豚山」を立ち上げ、早くも繁盛店として一定の評価を得ております。

また、社員、臨時従業員の適正数確保が重要経営課題となる中、社員紹介制度の構築、アルバイト社員のスキルに応じた時給アップを図り、厳しい労働需給の中でも事業拡大を妨げない採用状況を維持することができました。

海外直営店事業部門においては、アメリカにて、前連結会計年度においてE.A.K. RAMENという屋号でロサンゼルス、ニューヨークに店舗展開しており、ロス排除や食材見直し等の徹底した原価改善、シフトコントロールによる人件費削減等を進めるとともに、ＳＮＳへの情報発信も積極的に行う等、口コミでの拡散を促し、売上拡大も図ってまいりました。この結果、ロサンゼルス店及びニューヨーク店では、月次決算ベースで本社費用配分前営業利益の黒字化の目途が立つ状況になってまいりました。なお、GIFT USA INC.として法人全体

で黒字化するにはなお業績改善が必要な状況にあります。
以上の結果、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は、直営店58店舗(国内56店舗、海外２店舗)、業務委託店６店舗、合計64店舗となりました。また、直営店事業部門の売上高は5,133,889千円となりました。

② プロデュース事業部門
国内プロデュース事業部門においては、直営店との出店調整を図りながら、広範囲にわたり精力的に営業活動を推進してまいりました。また、海外プロデュース事業部門では、タイ、フィリピンと事業拡大を図ってまいりました。以上の結果、当社グループがプロデュースする店舗数は、当連結会計年度に14店舗の純増となり、結果、国内345店舗、海外６店舗、合計351店舗となりました。また、プロデュース事業部門の売上は1,837,937千円となりました。

(2) 設備投資の状況
当連結会計年度の設備投資は、規模拡大を目的とした直営店17店舗、業務委託店１店舗の新規出店の実施に伴い、設備投資総額864,909千円となりました。

(3) 資金調達の状況
当社は平成30年10月19日の東京証券取引所マザーズへの株式上場に伴い、公募増資により600,000株の新株式の発行及び第三者割当増資(オーバーアロットメント)により154,200株の新株式を発行し、1,450,175千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題
外食産業を取り巻く環境は、人口減少社会と言われるわが国において、他産業との採用競争激化による適正人員数の採用難、食の安全性に対する消費者意識の高まり、低価格競争の激化等により、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。こうした状況を踏まえて当社グループでは、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

① 既存店売上の維持向上
外食産業は、個人消費の動向に影響を受けやすく、また参入が比較的に容易であることから、企業間競争は激化する傾向にあります。特にビジネスの性質上、人的資源のウエイトが高い産業であることから、当社グループは、地域密着型の展開を進め、地元のお客様に長く愛され、記憶に残る商品を提供し続けていくことと同時に地元雇用も積極的に進め、既存店を繁盛店として維持してまいります。横浜家系ラーメンは、主力とした自家製麺のラーメン店の展開、絶え間ないタレ、スープの味の見直しを徹底することにより、他社と差別化することで収益を確保してまいります。今後も味、品質は勿論のこと、エンターテイメント性に富んだ空間をお客様に提供できるよう社員教育を徹底し、お客

様満足度を高めていくことにより、既存店昨年対比売上高の維持向上を行えるようにマネジメントしてまいります。

② 新規出店の継続、出店エリアの拡大

当社グループは、主として横浜家系ラーメン業態にて日本各地に出店を続けてまいりました。今後も引き続き、新たな収益機会獲得を一層進めるべく、関東ではロードサイドを中心に「町田商店」での新規出店を図り、関東を除く東日本、西日本では駅近エリア、ロードサイドの両面から新たな出店エリアを求めてまいります。

また、国内のラーメン市場がここ数年微増に留まっていることから、事業拡大には海外進出は不可欠と考えております。新たな収益機会の獲得及びラーメン文化の海外への展開のため、事業パートナーの模索及び既設のロサンゼルス店、ニューヨーク店に続き、アメリカでの直営店の新規出店展開を図ってまいります。

③ プロデュース店の維持および拡大

当社グループは、当社グループ直営店と同様の味、サービスをお客様に提供できるビジネスモデルとしてプロデュース事業部門を展開しております。当社グループの直営店事業部門にて展開する横浜家系ラーメン業態をプロデュースして欲しいというオーナー様のニーズにお応えし、今後も積極的に横浜家系ラーメン業態をプロデュースするとともに、それ以外のラーメン業態のプロデュースニーズにも対応してまいります。プロデュースされた店舗は当社グループから麺、タレ、スープ、食材などの安定供給を受け、店舗展開を図っております。当社グループは、全国に多くの出店余地を残す横浜家系ラーメンはもとより、他の新業態においても積極的にプロデュース事業部門を拡大してまいります。

④ 内製化比率改善による採算性改善とＢＣＰ対応

当社グループのＰＢ商品は、タレ、スープに関しては大手食品メーカーに生産委託するものの、麺については自社製麺工場（四之宮製造部）にて大半を供給できる体制を有しております。麺の生産については、一部、外部委託しておりますが、さらなる内製化を図ることにより、一層のコストダウン（採算性改善）を実現できると考えております。しかしながら、麺の生産拠点を一極集中することは、ＢＣＰ（事業継続計画）（※）の観点から見るとリスクが高いことから、四之宮製造部に次ぐ第二工場の新設を計画しており、中期的には災害リスク等を念頭に置き、多角的見地から生産体制を構築してまいります。

※ ＢＣＰ（事業継続計画）とは、企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

⑤　衛生・品質管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故や異物混入事故の発生、偽装表示の問題等により、食品の安全性担保に対する社会的な要請が強くなっております。当社グループの直営店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、絶えず社員教育を定期的に実施しております。さらには、商品開発部門、内部監査部門による店舗及び工場に対するチェックを適宜実施しております。加えて、外部機関による店舗調査、衛生検査等を行っており、今後も法令改正等に対応しながら衛生・品質管理体制のさらなる強化を図ってまいります。

⑥　人材の確保、社員教育の徹底

直近の人材採用環境は、有効求人倍率がバブル期の最高水準を超える等、求職者側に極めて有利な状況にあり、求人側の企業は、適正人員確保に苦戦を強いられております。とりわけ、外食産業においては人材確保に窮しており、当社グループでは事業拡大とともに人員不足が顕著になっております。こうした状況下、当社グループでは、当社ビジネスモデルの優位性、事業成長性、海外展開等のアピールポイントをしっかりと訴求して正社員の適正人員数確保を図るとともに、地域に密着したパート・アルバイト社員の早期戦力化を図るべく経営理念の共有、ＯＪＴ教育を徹底的に実施し、人材のオペレーションスキルアップと離職率ダウンを図ることで事業拡大の体制を維持してまいります。

⑦　新業態店の開発、立上げ

当社グループは、横浜家系ラーメンを関東、関東を除く東日本、西日本と広範に出店する一方、当該業態に次ぐ強力な新業態の開発を精力的に進めてきております。新業態の開発は、新商品開発同様に商品開発部門が主管し、消費者の反応を探るアンテナショップのような役割を果たす店舗を複数用意し、お客様の生の声、評判をしっかり見極める等、濃密なマーケティング活動を展開しております。そうした中、豚骨ベースの醤油スープに、にんにく、野菜、背脂などをお好みで調整し、チャーシューをダイナミックに載せることができるがっつり系のラーメン店「豚山」の開発に至り、第１号店をオープンし、早くも繁盛店として一定の評価を得るにいたっており、当連結会計年度末時点で複数店舗の出店を計画する等、積極的な出店を目論んでおります。また、絶え間ない商品開発、新業態開発活動を通じ横浜家系ラーメンとバッティングしない新ブランドによる事業展開を進めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第７期 (平成28年10月期)	第８期 (平成29年10月期)	第９期 (当連結会計年度) (平成30年10月期)
売上高 (千円)	4,535,849	5,612,325	6,971,827
経常利益 (千円)	433,813	637,749	777,832
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	104,649	218,947	455,692
１株当たり当期純利益 (円)	26.16	54.73	111.61
総資産 (千円)	2,225,407	2,389,874	4,232,441
純資産 (千円)	528,100	779,583	2,684,399

(注) 1．当社では、第７期より連結計算書類を作成しているため、第６期（平成27年10月期）については記載しておりません。
2．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第２位未満を四捨五入して表示しております。
3．当社は、平成28年８月16日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。また、平成30年８月１日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第６期 (平成27年10月期)	第７期 (平成28年10月期)	第８期 (平成29年10月期)	第９期 (当事業年度) (平成30年10月期)
売上高 (千円)	1,870,332	2,343,494	4,009,053	6,644,267
経常利益 (千円)	104,437	91,455	297,110	915,550
当期純利益 (千円)	41,094	26,491	321,540	590,520
１株当たり当期純利益 (円)	20,547.16	6.62	80.38	144.63
総資産 (千円)	1,302,335	1,341,322	2,345,971	4,376,856
純資産 (千円)	418,894	445,386	796,978	2,844,387

(注) 1．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第２位未満を四捨五入して表示しております。
2．当社は、平成28年８月16日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。また、平成30年８月１日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項

ア．取引の内容

当社は、店舗の賃借料について、当社の親会社等である田川翔から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては、当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

ウ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社の取締役会は、保証料の支払がなく、第三者との通常の取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害さないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金 (千ドル)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
GIFT USA INC.	1,000	直接100	海外店舗運営
GIFT LOS ANGELES LLC	10	間接100	海外店舗運営
GIFT NEW YORK LLC	10	間接100	海外店舗運営
GIFT NEW YORK NO.2, LLC	10	間接100	海外店舗運営
GIFT DENVER LLC	10	間接100	海外店舗運営

(注) 当連結会計年度において、GIFT NEW YORK NO.2, LLC及びGIFT DENVER LLCは新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において、当社の連結子会社であったGIFT（SINGAPORE）PTE.LTD.は、清算手続きを開始したことに伴い重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しております。

(7) 主要な事業内容

① 直営店事業部門について

直営店事業部門は国内直営店事業部門と海外直営店事業部門で構成されております。

国内直営店事業部門では、自社開発した麺、タレ、スープを自社または委託先にて製造し、横浜家系ラーメン店として展開しております。駅近エリアでは原則、店名を「地域名＋商店」として地域密着型の店舗展開をしており、一方、ロードサイドエリアでは「町田商店」ブランドで一定品質のチェーン展開をしております。

横浜家系ラーメンは生ガラ（豚骨、鶏骨等）を入れてスープを焚き続けること、そのスープをお客様に提供し続けること、そして、スープの量と味を保ち続けることの全てを並立する技術を要しますが、当社グループでは品質管理の行き届いたＯＥＭ先に生産を委託することにより、スープづくりのための人的、時間的制約を受けることなくラーメン専門店の安定した味を展開できております。

当社グループでは、ＯＥＭ供給を受ける当該スープをＰＢ商品とし、直営店のみならず、プロデュース店への供給を行っており、ロットでの生産委託によりコスト軽減を図るとともに、実際に各店舗で生ガラ（豚骨、鶏骨等）から焚きだす方法と比して以下のようなメリットを享受しております。

・生ガラスープに比して廃棄ロスが少ない。
・生ガラを焚きだすスープ職人の養成を必要としない（出店のための人的制約を受けない）。
・生ガラの焚きだしと比べると水道光熱費が安い。
・出店立地の制約を受け難い（生ガラを焚きだす場合、出店地周辺への匂いの問題から出店上の制約を受ける）。

なお、国内直営店の坪当たり月商は概ね350千円を超えております。

また、直営店のほかに経営リスクを委託先が負う業務委託店形式による店舗も有しております。

一方、海外直営店事業部門では、「横浜家系ラーメンを世界への贈り物に！」という事業コンセプトに則り、国内直営店事業部門で培ったノウハウを活かし、出店国の飲食事情、味覚を考慮して横浜家系ラーメンを海外で提供しております。

現在、ニューヨーク、ロサンゼルスへの出店を果たしております。今後も当面はアメリカでの店舗数の拡大を図ってまいります。

国内直営店事業部門と同様、ラーメン店運営にとって重要な麺、タレ、スープの提供において、麺は、国内自社製麺と同等の品質が保持されている製麺メーカーより供給を受け、タレは、日本と同じものを国内直営店事業部門においてＯＥＭ供給を受けている国内委託メーカーより仕入れております。スープに関しては、全店舗、店舗内でスープを焚いてラーメンを提供しております。

(注) GIFT (SINGAPORE) PTE.LTD. は平成30年７月17日開催の取締役会において、解散を決議しており、現在清算手続き中であります。

② プロデュース事業部門について

プロデュース事業部門は、新規にラーメン店の開業を予定している店舗オーナーとの間で「取引基本契約」を締結し、店舗開発、運営にかかる保証金、加盟料、経営指導料（ロイヤリティ）等を原則収受せず、それに代わって当社グループのプライベートブランドである麺、タレ、スープ、食材などを店舗オーナーが経営するプロデュース店に継続的に購入してもらうビジネスモデルを展開しております。

店舗プロデュースの内容は、店舗立上時のプロデュース（原則無償）と、店舗立上後一定期間経過後のプロデュース（原則有償）に分かれます。

店舗立上時のプロデュースは、当社グループが有するラーメン店の店舗運営ノウハウ（店舗設計、店舗内サービス、メニュー、仕入ルート他）をプロデュ

ース店立上げ支援のために無償提供するものです。
　店舗立上後一定期間経過後のプロデュースは、プロデュース店オーナーからの各種要請に基づき、店舗運営ノウハウに基づくコンサルティングサービスを提供するものです。

(8) 主要な営業所および工場

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都
直　営　店　舗	東京都、神奈川県、埼玉県、宮城県、静岡県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県
四 之 宮 製 造 部	神奈川県

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
220名（310名）	41名増（125名増）

(注) 従業員数は、就業人員であり、（　）内にパートタイマーおよびアルバイト（1日8時間換算）を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高(千円)
株式会社三井住友銀行	152,338
株式会社三菱UFJ銀行	150,000
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社横浜銀行	80,000
株式会社山梨中央銀行	80,000
三井住友信託銀行株式会社	40,000

(11) その他会社の現況に関する重要な事項
当社株式は、平成30年10月19日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　16,000,000株
(2) 発行済株式の総数　4,885,600株
(3) 株主数　1,345名
(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社グローウィング	2,200,000	45.03
田川　翔	776,000	15.88
笹島竜也	480,000	9.82
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	141,310	2.89
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	126,890	2.60
MSIP CLIENT SECURITIES	99,200	2.03
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	82,300	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	80,400	1.65
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	51,100	1.05
末廣　紀彦	44,000	0.90

(5) その他株式に関する重要な事項

① 平成30年7月3日開催の取締役会決議において、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,856,050株増加し、4,059,000株となっております。

② 平成30年10月18日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数は600,000株増加して、4,659,000株となっております。

③ 平成30年10月30日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数は154,200株増加して、4,813,200株となっております。

④ 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は72,400株増加して、4,885,600株となっております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 新株予約権の数

800個

② 目的となる株式の種類および数

普通株式 16,000株（新株予約権１個につき20株）

（注）当社は平成30年８月１日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数が、800株から16,000株に変更になっております。

③ 新株予約権の行使条件

(a) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

(b) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④ 当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行 使 期 間	個　　数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第 3 回（510 円）	平成31年10月25日 ～平成39年10月24日	800個	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

記載すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
田　川　　翔	代表取締役社長	株式会社グローウィング代表取締役
笹　島　竜　也	取締役副社長 プロデュース事業部長	
藤　井　誠　二	専務取締役 直営店事業部長	
末　廣　紀　彦	取締役 管理本部長	
榎　　正　規	取締役 経営企画室長	
佐　藤　信　之	社外取締役	株式会社epoc代表取締役 株式会社串カツ田中社外監査役 株式会社エー・ピーカンパニー社外取締役 株式会社epocトレーディング代表取締役
露　木　一　彦	常勤社外監査役	
藤　村　平　和	社外監査役	コダックアラリスジャパン株式会社人事アドバイザー
渋　谷　道　夫	社外監査役	株式会社新生銀行社外監査役
花　房　幸　範	社外監査役	アカウンティングワークス株式会社代表取締役 アークランドサービスホールディングス株式会社取締役（監査等委員） ペプチドリーム株式会社取締役（監査等委員）

（注）1．取締役佐藤信之氏は社外取締役であります。
2．監査役露木一彦氏、藤村平和氏および花房幸範氏は社外監査役であります。また、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．常勤監査役露木一彦氏および監査役藤村平和氏は、企業経営の経験があり、企業経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
4．渋谷道夫氏は平成30年５月31日に監査役を辞任いたしました。なお当該監査役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役および監査役は会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額とする。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	６名 (１名)	162,600千円 (1,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	４名 (４名)	14,100千円 (14,100千円)
合計	10名	176,700千円

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 佐 藤 信 之

ア．重要な兼職先と当社との関係

記載すべき事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会への出席状況および発言状況

社外取締役就任後開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

② 監査役 露 木 一 彦

ア．重要な兼職先と当社との関係

記載すべき事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会には、20回中20回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

（イ）監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会には、16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③　監査役　藤　村　　平　和

ア．重要な兼職先と当社との関係

記載すべき事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会には、20回中20回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

（イ）監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会には、16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④　監査役　花　房　　幸　範

ア．重要な兼職先と当社との関係

記載すべき事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会への出席状況および発言状況

社外監査役就任後開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

（イ）監査役会への出席状況および発言状況

社外監査役就任後開催の監査役会には、９回中９回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人（EY新日本有限責任監査法人）に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」（コンフォートレター）作成業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．会社の体制および方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、平成29年５月17日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

ａ　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ａ）当社は、取締役、使用人に法令、定款並びに「企業理念」を遵守させることが重要であると認識しており、企業理念の浸透のために理念研修を入社時に新入社員及び中途社員全員に対して実施している。

（ｂ）取締役会は、内部統制の基本方針を定め、取締役、使用人の内部統制システムの遵守状況を監督する。

（ｃ）取締役会は、法令、定款に加え、「企業理念」、「企業倫理規範」、「取締役会規程」を始めとする各種社内規程に準拠して経営に関する重要事項を決定する。

（ｄ）管理本部をコンプライアンスの統括部署と位置づけ、代表取締役を委員長とするコンプライアンス推進委員会と連携してコンプライアンス状況のフォローアップを実施する。

（ｅ）取締役、使用人の職務執行の適切性を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は、効率的な内部監査を実施するため監査役（監査役会）、会計監査人と適宜情報交換する等、三様監査体制を構築するとともに、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況の確認、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行う。

（ｆ）管理本部は、企業活動に関連する法規及び定款の周知、並びに会社規程類等の継続的整備及び周知を図る。

ｂ　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、法令および「取締役会規程」、「監査役会規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティー管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、定められた期間保存、管理する。

ｃ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ａ）当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、当該規程の下で発足

したリスク管理委員会を中心として多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
（b）当社は、リスク管理委員会を四半期毎に開催し、リスク管理計画の進捗状況をフォローアップする。リスク管理委員会は、重要リスクの管理状況について取締役会に報告し、適宜指示を仰いでいる。
（c）内部監査室は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、重要事項については取締役会に報告する。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（a）「取締役会規程」に準拠し、定時取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
（b）日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
（c）毎期、取締役会にて中期経営計画を策定、ローリングを実施し、経営目標を明確化する。
（d）毎月実施される定時取締役会において、年度事業計画（予算）の業績進捗状況を確認し、分析、改善施策の検討を行うとともに、中期経営計画への影響度も適宜把握し、当該影響度と改善施策を踏まえて毎期、中期経営計画をローリングする。

e　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（a）当社の「企業理念」をグループ会社各社で共有し、同一理念に基づいて企業価値の向上と業務の適正を確保する。
（b）「関係会社管理規程」に基づき、主管部署の経営企画室が中心となってグループ会社各社の経営状況を管理し、取締役会に適宜報告を行う。
（c）子会社の取締役会には、当社より取締役を派遣し、当社の経営の意思を反映させるとともに、子会社側に経営上のリスクが生じた場合には速やかに当社取締役会に報告を行い、対策を協議する。
（d）子会社には原則として監査役を派遣し、監査結果に基づいて当該業務を取締役及び業務執行の責任者へ報告を行う。
（e）内部監査室は、子会社の内部統制の有効性についても監査し、その結果を社長並びに主管部門の責任者に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。

（ｆ）子会社の業績進捗については、経営企画室が主管となって関係する取締役とともに月次に業績レビューを行い、必要に応じて対策を講じる。

ｆ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

（ａ）当社は、監査役の職務を補助する使用人を配置していないが、監査役の判断にて監査役を補助する使用人を必要に応じて配置することができる。

（ｂ）当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。

ｇ　取締役および使用人が監査役に報告するための体制および報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

（ａ）監査役は、会社の重要な意思決定の過程、業務執行の状況等を把握するため、取締役会を始めとする全ての会議、委員会等に出席することができる。

（ｂ）取締役及び使用人は、以下の事項を始め各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

・重要な機関決定事項
・経営における重要事項
・会社に重大なリスクを及ぼすおそれのある事項
・重要な法令、定款違反
・不正行為
・その他重要事項

（ｃ）監査役に報告、相談を行った取締役、使用人もしくは子会社の役職員に対して、当該報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、その旨を取締役、使用人もしくは子会社の役職員に周知徹底する。

ｈ　監査役の職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

（ａ）取締役は、監査役の職務執行に協力し、監査の実効性を担保するための予算措置を図り、監査役の職務執行にかかる経費等の支払を行う。

（ｂ）当社は、監査役が職務執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

ｉ　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ａ）代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。

（ｂ）監査役は、取締役会を始め、経営会議等重要な会議に出席することにより、

重要な報告を受ける体制とする。

（c）監査役は、管理本部各部門、経営企画室に対して随時必要に応じて監査への協力要請ができることとし、内部監査室に対しても監査協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。

（d）監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

（e）会社は、監査役がグループ会社各社への立ち入り、重要な取引先等の調査、弁護士、公認会計士の外部専門家との連携等、各種重要情報が収集できる環境を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

四半期に１回開催されるリスク管理委員会において、各部室から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、取締役会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(平成30年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,077,711**	**流動負債**	**1,199,595**
現金及び預金	1,739,814	買掛金	201,094
売掛金	183,279	短期借入金	156,828
商品及び製品	24,655	1年内返済予定の長期借入金	236,384
原材料及び貯蔵品	17,990	未払金	147,063
繰延税金資産	36,888	未払法人税等	229,297
その他	78,013	賞与引当金	43,183
貸倒引当金	△2,929	資産除去債務	2,725
		その他	183,018
固定資産	**2,154,730**		
有形固定資産	**1,411,398**	**固定負債**	**348,446**
建物及び構築物	1,222,590	長期借入金	223,070
減価償却累計額	△172,994	資産除去債務	119,925
建物及び構築物(純額)	1,049,596	その他	5,451
機械装置及び運搬具	283,916		
減価償却累計額	△88,367	**負債合計**	**1,548,042**
機械装置及び運搬具(純額)	195,548	**(純資産の部)**	
工具、器具及び備品	214,651	**株主資本**	**2,682,312**
減価償却累計額	△119,467	資本金	763,469
工具、器具及び備品(純額)	95,183	資本剰余金	1,015,597
土地	639	利益剰余金	903,245
その他	79,342	**その他の包括利益累計額**	**2,086**
減価償却累計額	△8,911	為替換算調整勘定	2,086
その他(純額)	70,430		
無形固定資産	**33,288**		
投資その他の資産	**710,042**		
長期貸付金	108,841		
繰延税金資産	68,790		
敷金及び保証金	455,651		
その他	77,347		
貸倒引当金	△588		
		純資産合計	**2,684,399**
資産合計	**4,232,441**	**負債・純資産合計**	**4,232,441**

連結損益計算書

（平成29年11月１日から
平成30年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,971,827**
売上原価		**2,142,235**
売上総利益		**4,829,592**
販売費及び一般管理費		**4,054,035**
営業利益		**775,556**
営業外収益		
受取利息	1,903	
受取配当金	1	
為替差益	2,523	
受取補償金	203	
手数料収入	10,656	
補助金収入	1,140	
その他	1,312	**17,741**
営業外費用		
支払利息	3,658	
繰上返済手数料	1,123	
契約解約損	10,500	
その他	182	**15,465**
経常利益		**777,832**
特別損失		
減損損失	47,950	
固定資産除却損	5,351	**53,301**
税金等調整前当期純利益		**724,531**
法人税、住民税及び事業税	297,932	
法人税等調整額	△29,093	**268,839**
当期純利益		**455,692**
親会社株主に帰属する当期純利益		**455,692**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年11月 1 日から
平成30年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	35,025	287,153	453,582	775,761
当期変動額				
新株の発行	728,444	728,444	－	1,456,888
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	455,692	455,692
連結除外に伴う利益剰余金の減少	－	－	△6,029	△6,029
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	728,444	728,444	449,662	1,906,550
当期末残高	763,469	1,015,597	903,245	2,682,312

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,822	3,822	779,583
当期変動額			
新株の発行	－	－	1,456,888
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	455,692
連結除外に伴う利益剰余金の減少	－	－	△6,029
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,735	△1,735	△1,735
当期変動額合計	△1,735	△1,735	1,904,815
当期末残高	2,086	2,086	2,684,399

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

GIFT USA INC.
GIFT LOS ANGELES LLC
GIFT NEW YORK LLC
GIFT NEW YORK NO.2, LLC
GIFT DENVER LLC

当連結会計年度において、GIFT NEW YORK NO.2, LLC及びGIFT DENVER LLCを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度末において、当社の連結子会社であったGIFT（SINGAPORE）PTE.LTD.は、清算手続きを開始したことに伴い重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しており、損益計算書のみ連結しております。

(2) 非連結子会社名

GIFT（SINGAPORE）PTE.LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

GIFT（SINGAPORE）PTE.LTD.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は7月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品・製品・原材料・貯蔵品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～20年
機械装置及び運搬具	6～8年
工具、器具及び備品	3～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウエア	5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式　　4,885,600株

2．配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成31年１月30日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	87,940千円
②	１株当たり配当額	18円
③	基準日	平成30年10月31日
④	効力発生日	平成31年１月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3．当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　38,400株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。また、店舗出店にあたり、建設協力金方式により貸付を行うことがあります。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で４年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権、貸付金、敷金及び差入保証金について、適宜取引先及び貸主の信用状況の把握に努めております。

② 市場リスクの管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理財務部が適時に資金繰り表を作成・更新するとともに、適切な手元流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,739,814	1,739,814	－
(2) 売掛金　※1	183,279		
貸倒引当金　※1	△2,779		
差引	180,499	180,499	－
(3) 長期貸付金	108,841	108,841	－
(4) 敷金及び保証金	455,651	434,372	△21,279
資産計	2,484,807	2,463,528	△21,279
(1) 買掛金	201,094	201,094	－
(2) 短期借入金	156,828	156,828	－
(3) 未払金	147,063	147,063	－
(4) 未払法人税等	229,297	229,297	－
(5) 長期借入金　※2	459,454	459,454	－
負債計	1,193,737	1,193,737	－

（※1）売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期借入金は、1年内返済予定の金額を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1)　現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金のうち建設協力金については、時価はその将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しています。また、その他の長期貸付金については、概ね2年の比較的短期の契約期間であり、その時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、固定資産（建物）の耐用年数を基に、国債利回り率を使用し

て算定する方法によっております。

負　債

(1)　買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算出する方法によっております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	549.45円
1株当たり当期純利益	111.61円

(注) 当社は、平成30年8月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算出しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成30年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,884,352**	**流動負債**	**1,184,021**
現金及び預金	1,355,870	買掛金	195,458
売掛金	181,871	短期借入金	156,828
商品及び製品	24,655	1年内返済予定の長期借入金	236,384
原材料及び貯蔵品	16,394	未払金	142,935
前払費用	61,925	未払費用	123,202
繰延税金資産	36,888	未払法人税等	228,921
関係会社短期貸付金	200,205	賞与引当金	43,183
その他	9,470	資産除去債務	2,725
貸倒引当金	△2,929	その他	54,382
固定資産	**2,492,503**	**固定負債**	**348,446**
有形固定資産	**1,341,417**	長期借入金	223,070
建物	1,116,349	資産除去債務	119,925
減価償却累計額	△166,639	その他	5,451
建物(純額)	949,709		
構築物	101,316	**負債合計**	**1,532,468**
減価償却累計額	△3,728	**(純資産の部)**	
構築物(純額)	97,587	**株主資本**	**2,844,387**
機械及び装置	274,667	資本金	763,469
減価償却累計額	△82,785	資本剰余金	1,015,597
機械及び装置(純額)	191,881	資本準備金	743,469
工具、器具及び備品	214,651	その他資本剰余金	272,127
減価償却累計額	△119,467	利益剰余金	1,065,320
工具、器具及び備品(純額)	95,183	その他利益剰余金	1,065,320
土地	639	繰越利益剰余金	1,065,320
その他	19,224		
減価償却累計額	△12,810		
その他(純額)	6,414		
無形固定資産	**33,288**		
ソフトウエア	33,288		
投資その他の資産	**1,117,797**		
関係会社株式	448,346		
長期貸付金	108,841		
繰延税金資産	68,790		
敷金及び保証金	415,059		
その他	77,347		
貸倒引当金	△588		
		純資産合計	**2,844,387**
資産合計	**4,376,856**	**負債・純資産合計**	**4,376,856**

損　益　計　算　書

（平成29年11月 1 日から
平成30年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,644,267**
売上原価		**2,062,246**
売上総利益		**4,582,021**
販売費及び一般管理費		**3,763,498**
営業利益		818,522
営業外収益		
受取利息	1,901	
受取配当金	1	
為替差益	1,115	
貸倒引当金戻入額	96,999	
受取補償金	203	
手数料収入	10,656	
その他	1,722	112,600
営業外費用		
支払利息	3,647	
繰上返済手数料	1,123	
契約解約損	10,500	
その他	300	**15,572**
経常利益		**915,550**
特別損失		
減損損失	47,950	
固定資産除却損	5,351	
債権放棄損	3,450	**56,751**
税引前当期純利益		**858,798**
法人税、住民税及び事業税	297,053	
法人税等調整額	△28,775	**268,278**
当期純利益		**590,520**

株主資本等変動計算書

（平成29年11月 1 日から
平成30年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	35,025	15,025	272,127	287,153
当期変動額				
新株の発行	728,444	728,444	－	728,444
当期純利益	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	728,444	728,444	－	728,444
当期末残高	763,469	743,469	272,127	1,015,597

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	474,799	474,799	796,978	796,978
当期変動額				
新株の発行	－	－	1,456,888	1,456,888
当期純利益	590,520	590,520	590,520	590,520
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	590,520	590,520	2,047,408	2,047,408
当期末残高	1,065,320	1,065,320	2,844,387	2,844,387

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品・製品・原材料・貯蔵品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
構築物	10～20年
機械及び装置	8年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	3～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウエア　5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4．重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権　1,522千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引の取引高の総額

営業取引（収入分）　1,710千円

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,227千円
未払事業税	17,042 〃
資産除去債務	37,568 〃
貸倒引当金	1,077 〃
関係会社株式	40,484 〃
減損損失	41,770 〃
その他	18,900 〃
繰延税金資産小計	170,070千円
評価性引当額	△31,285 〃
繰延税金資産合計	138,785千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△27,616千円
その他	△5,489 〃
繰延税金負債合計	△33,106千円
繰延税金資産純額	105,679千円

関連当事者との取引に関する注記

1．親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2．子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　　目	期末残高
子会社	GIFT (SINGAPORE) PTE.LTD.	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	債権放棄 (注１)	62,949	－	－
子会社	GIFT USA INC.	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	増資の引受 (注２)	448,346	関係会社株式	448,346
				資金の貸付 (注３)	39,914	関係会社短期貸付金	200,225

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） GIFT (SINGAPORE) PTE.LTD.に対する債権放棄は、同社の清算手続き開始に伴い行ったものであります。
なお、債権放棄にあたり、前期に計上した関係会社事業損失引当金17,671千円及び貸倒引当金41,827千円を取崩し、残額の3,450千円を債権放棄損に計上しております。

（注２） 増資の引受は、関係会社が行った増資を引き受けたものであります。

（注３） 資金の貸付に係る利率については、市場金利等を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

3．役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び主要株主	田川　翔	(被所有) 直接15.9% 間接45.0%	当社代表取締役社長	当社不動産契約の債務被保証(注)	108,732	－	－

(注) 当社は、店舗の賃借料について、代表取締役社長田川翔から債務保証を受けております。取引金額については、平成29年11月１日から平成30年10月31日までに支払った賃借料（消費税抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　582.20円

１株当たり当期純利益　　144.63円

(注) 当社は、平成30年８月１日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額および１株当たり当期純利益を算出しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年12月20日

株式会社ギフト
　取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　薬　袋　政　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　光　完　治　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ギフトの平成29年11月１日から平成30年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギフト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年12月20日

株式会社ギフト
　取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　薬　袋　政　彦　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　田　光　完　治　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ギフトの平成29年11月１日から平成30年10月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年12月25日

株式会社ギフト監査役会

常勤社外監査役　露木　一彦　㊞

社外監査役　藤村　平和　㊞

社外監査役　花房　幸範　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金18円　総額87,940,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成31年１月31日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第37条として新設するものであります。

（３）その他、上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

（下線が変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関構成） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機関構成） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削　除） ３．会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条　（条文省略）	第６条　（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（削　除）
第８条～第11条　（条文省略）	第７条～第10条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第18条　（条文省略）	第11条～第17条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、７名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、９名以内とする。
（新　設）	②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする
（取締役の選任） 第20条　（新　設）	（取締役の選任） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	②　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
②　取締役の選任については、累積投票によらない。	③　取締役の選任については、累積投票によらない。

現 行 定 款	変 更 案
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	（削　除）
（新　設）	③　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
（新　設）	④　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第22条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）
（取締役会の招集権者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる ②　（条文省略）	（取締役会の招集権者および議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　設）	②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法） 第25条　（条文省略） ②　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議方法） 第24条　（現行どおり） ②　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) 第26条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第25条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第27条　(条文省略)	第26条　(現行どおり)
(新　設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第27条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(報酬等) 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第29条　(条文省略)	(取締役の責任免除) 第29条　(現行どおり)
第５章　監査役および監査役会	(削　除)
(監査役の員数) 第30条　当会社の監査役は、５名以内とする。	(削　除)
(監査役の選任) 第31条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。	(削　除)
(監査役の任期) 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。	(削　除)
(常勤の監査役) 第33条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削　除)

現 行 定 款	変 更 案
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会の議事録） 第36条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これ議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削　除）
（監査役会規程） 第37条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（報酬等） 第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ②　当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会の決議方法） 第31条　監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（新　設）	（監査等委員会の議事録） 第32条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（新　設）	（監査等委員会規程） 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第40条～第41条　（条文省略）	第34条～第35条　（現行どおり）
第７章　計算	第７章　計算
第42条　（条文省略）	第36条　（現行どおり）
（新　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第37条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第43条　当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。	（剰余金の配当の基準日） 第38条　当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。
（新　設）	②　当会社の中間配当の基準日は、毎年４月30日とする。
②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第44条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（配当の除斥期間） 第45条　（条文省略） （新　設） （新　設）	（配当の除斥期間） 第39条　（現行どおり） 附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、第９回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員（６名）は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	田川　翔 （昭和57年11月８日生）	平成13年11月	有限会社ヒロキ・アドバンス入社	776,000株
		平成17年７月	同社本店店長	
		平成20年１月	町田商店創業	
		平成21年12月	株式会社町田商店（現当社）設立 当社代表取締役社長（現任）	
		平成22年１月	株式会社ファイナル・スリー・フィート設立 同社代表取締役社長	
		平成27年３月	株式会社四天王設立 同社代表取締役社長	
		平成29年５月	当社開発本部長	
		【重要な兼職の状況】 株式会社グローウィング代表取締役		
		【取締役候補者とした理由】 田川翔氏は、当社創業者であり、経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。当社の成長発展に適任であり、取締役として当社の重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	笹島竜也 (昭和49年７月17日生)	平成６年12月 平成８年１月 平成９年７月 平成12年８月 平成17年２月 平成18年１月 平成20年９月 平成23年１月 平成23年１月 平成28年１月 平成28年６月	有限会社ユートピア入社 有限会社石川商事入社 株式会社エイト入社 有限会社ヒロキ・アドバンス入社 同社店舗開発責任者兼直営店統括責任者 同社FC事業部統括責任者兼直営店統括責任者 ソニー生命保険株式会社入社 株式会社ファイナル・スリー・フィート入社 同社取締役 同社代表取締役 株式会社四天王代表取締役 当社取締役副社長（現任） 株式会社ファイナル・スリー・フィート（現当社）プロデュース事業部長(現任)	480,000株
		【取締役候補者とした理由】 笹島竜也氏は、当社のプロデュース事業、海外事業に長く携わり、同分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを生かし、取締役として当社の重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		
3	藤井誠二 (昭和55年９月22日生)	平成13年４月 平成17年４月 平成21年９月 平成24年１月 平成26年１月 平成27年１月 平成27年３月 平成28年６月	大同企業株式会社入社 良和株式会社入社 株式会社町田商店（現当社）入社 当社綱島商店店長 当社取締役 当社専務取締役（現任） 株式会社四天王取締役 当社直営店事業部長(現任)	20,000株
		【取締役候補者とした理由】 藤井誠二氏は、当社の直営店事業に長く携わり、同分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを生かし、取締役として当社の重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
4	末廣 紀彦 (昭和35年10月４日生)	昭和59年４月	セイコー電子工業株式会社（現セイコーインスツル株式会社）入社	44,000株
		平成５年10月	株式会社協和コンサルタンツ入社 同社執行役員経営管理室長	
		平成15年６月	株式会社ファインディバイス入社 同社取締役 CFO	
		平成17年10月	日本マニュファクチャリングサービス株式会社入社 同社常務取締役コーポレート本部長	
		平成27年８月	地盤ネットホールディングス株式会社入社 同社CFO 兼 執行役員管理本部長	
		平成28年１月	当社入社 当社管理本部長	
		平成28年９月	当社取締役管理本部長（現任）	
		【取締役候補者とした理由】 末廣紀彦氏は、当社の経理財務部門、人事総務部門を統括し、ファイナンス分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを生かし、取締役として当社の重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		
5	榎 正規 (昭和56年９月10日生)	平成17年12月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	14,000株
		平成22年４月	公認会計士登録	
		平成25年３月	日之出監査法人（現ひので監査法人）パートナー	
		平成25年10月	税理士法人日本橋経営会計コンサルティング設立パートナー	
		平成28年４月	当社入社 管理本部経営企画部長兼経理部長	
		平成29年１月	当社取締役経営企画室長（現任）	
		【重要な兼職の状況】 榎公認会計士事務所所長		
		【取締役候補者とした理由】 榎正規氏は、当社において経営企画部門を統括しており、また公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しております。これらを生かし、取締役として当社の重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
6	寺田三男 (昭和46年8月19日生)	平成2年4月 平成2年12月 平成21年6月 平成30年12月	株式会社ホテルパシフィック東京入社 アリアケジャパン株式会社入社 同社開発本部長 当社入社 当社開発本部長（現任）	0株
		【取締役候補者とした理由】 寺田三男氏は、食料品製造企業において長らく開発部門を統括されており、同分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを生かし、取締役として当社の重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田川翔氏は、同氏の資産管理会社である株式会社グローウィング保有分および同氏の二親等以内の親族保有分と合わせ、61％の議決権を保有しており、当社は同氏の子会社等であります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	佐藤信之 (昭和47年７月21日生)	平成８年４月	アンダーセンコンサルティング株式会社入社（現アクセンチュア株式会社）	0株
		平成10年10月	ゼネラル･エレクトリック･インターナショナル･インク入社	
		平成12年11月	Deloitte Touche LLP入社	
		平成17年11月	株式会社ゼットン取締役副社長	
		平成23年10月	株式会社シヴァリー･ベンチャーズ代表取締役	
		平成24年６月	株式会社epoc設立代表取締役（現任）	
		平成26年10月	株式会社エー・ピーカンパニー社外監査役 株式会社ノート社外監査役（現任）（現株式会社串カツ田中）	
		平成27年６月	株式会社エー・ピーカンパニー社外取締役（現任）	
		平成30年２月	株式会社epocトレーディング設立代表取締役（現任）	
		平成30年５月	当社取締役（現任）	
		【重要な兼職の状況】 株式会社epoc代表取締役 株式会社epocトレーディング代表取締役 株式会社エー・ピーカンパニー社外取締役 株式会社串カツ田中社外監査役		
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 佐藤信之氏は、現役の経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを生かし、監査等委員である取締役として当社の重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	露木一彦 (昭和28年3月22日生)	昭和50年6月	神鋼ノース株式会社入社	0株
		昭和62年9月	株式会社白子入社	
		平成3年11月	立川ハウス工業株式会社入社	
		平成5年6月	株式会社ハイデイ日高入社 同社取締役管理本部長	
		平成16年1月	株式会社リンク・ワン入社 同社執行役員管理本部長	
		平成16年8月	株式会社やすらぎ入社 同社取締役管理本部長	
		平成18年11月	株式会社みやこひも入社 同社取締役管理本部長	
		平成25年6月	株式会社心屋入社 同社取締役社長室長	
		平成26年9月	株式会社アドリブ入社 同社取締役管理部長	
		平成28年1月	当社常勤監査役（現任）	
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 露木一彦氏は、事業会社の管理業務に関する豊富な知識・経験を有し、監査等委員である取締役として、当社の重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		
3	藤村平和 (昭和28年6月24日生)	昭和52年4月	長瀬産業株式会社入社	0株
		昭和61年8月	コダック株式会社へ転籍	
		平成12年1月	同社取締役、人事総務本部長	
		平成15年11月	同社常務取締役	
		平成20年1月	同社オペレーション本部長兼務	
		平成23年3月	RPBマーケティング株式会社 代表取締役社長 山梨RPBサプライ株式会社 代表取締役社長	
		平成25年9月	コダックアラリスジャパン株式会社 人事アドバイザー（現任）	
		平成27年8月	当社監査役（現任）	
		【重要な兼職の状況】 コダックアラリスジャパン株式会社人事アドバイザー		
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 藤村平和氏は、事業会社の経営に関する豊富な知識・経験を有し、監査等委員である取締役として、当社の重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
4	花房幸範 (昭和50年５月10日生)	平成10年４月 平成13年７月 平成15年７月 平成19年７月 平成21年８月 平成27年３月 平成28年３月 平成29年９月 平成30年５月	青山監査法人入所 公認会計士登録 日本アジアホールディングズ株式会社入社 株式会社会計工房入社 アカウンティングワークス株式会社設立 同社代表取締役（現任） アークランドサービスホールディングス株式会社社外監査役 同社取締役（監査等委員）（現任） ペプチドリーム株式会社取締役（監査委員）（現任） 当社社外監査役(現任)	0株
		【重要な兼職の状況】 アカウンティングワークス株式会社代表取締役 アークランドサービスホールディングス株式会社取締役（監査等委員） ペプチドリーム株式会社取締役（監査等委員）		
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 花房幸範氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しております。これらを生かし、監査等委員である取締役として当社の重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤信之氏、露木一彦氏、藤村平和氏、ならびに花房幸範氏は社外の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 露木一彦氏は現在当社の社外監査役でありますが、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。
藤村平和氏は現在当社の社外監査役でありますが、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって３年５か月であります。
佐藤信之氏は現在当社の社外取締役でありますが、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって８か月であります。
花房幸範氏は現在当社の社外監査役でありますが、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって８か月であります。
4. 第２号議案「定款一部変更の件」ならびに露木一彦、藤村平和、佐藤信之および花房幸範の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任を、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。なお、各氏は業務執行取締役等でない取締役または監査役として、同様の契約を締結しております。
5. 露木一彦、藤村平和、佐藤信之および花房幸範の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、第２号議案「定款一部変更の件」ならびに露木一彦、藤村平和、佐藤信之および花房幸範の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定です。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成30年１月30日開催の定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額600,000千円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は６名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額200,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

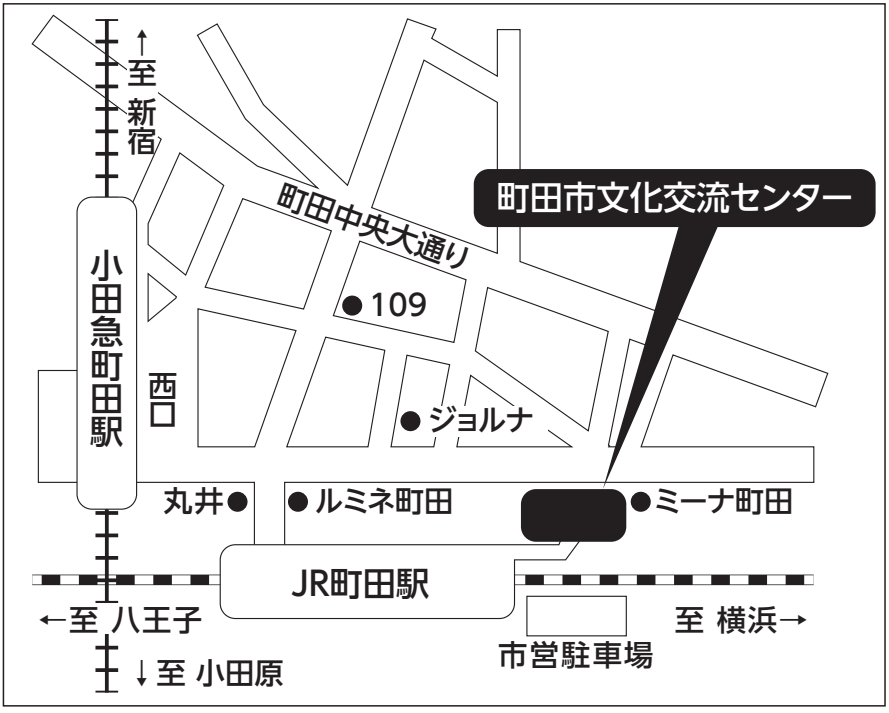
第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は４名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：〒194－0013
東京都町田市原町田４丁目１番14号
町田市文化交流センター５階「けやき」
TEL 042－710－6611



交通　JR横浜線「町田駅」町田ターミナル口直結
小田急線「町田駅」西口から徒歩約５分